

障害者福祉施策に関する公開質問状

2009年7月22日

貴党におかれましては、日頃より聴覚障害者の福祉向上にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

私どもは聴覚障害当事者団体とその支援団体からなる『聴覚障害者「自立支援法」対策中央本部』として、聴覚障害当事者団体を取り巻く福祉の行方をより良いものとするべく、活動をしております。

さて、2006年12月に国連総会で「障害者権利条約」が全会一致で採択されました。

この条約の第2条「定義」には、以下のような規定があります（政府仮訳2009年3月現在）。

第2条

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉および朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。（後略）

同条約は手話を言語として公認し、また手話通訳や文字による情報保障、聴覚障害児に対する手話による教育を認めています。

一方、日本国内では障害者福祉サービスの利用について応益負担を原則とする「障害者自立支援法」により障害者の社会参加が抑制され、あるいは生活費をますます圧迫している状況があり、また国や自治体の福祉関連事業の予算削減により、サービス内容の縮減や廃止が見られる状況にあります。

障害者や家族、関係者の間では、今回の衆議院選挙における各政党と障害者福祉政策との関係について大変関心が高まっております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、聴覚障害者施策に対する貴党の見解を別紙の質問事項／回答用紙にご記入いただき、7月31日（金）までにFAXにてご回答くださいますようお願いいたします。

聴覚障害者「自立支援法」対策中央本部

構成団体：

財団法人全日本ろうあ連盟

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

全国手話通訳問題研究会

一般社団法人日本手話通訳士協会

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

事務局：

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

財団法人全日本ろうあ連盟本部事務所内

聴覚障害者「自立支援法」対策中央本部

TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

障害者福祉施策に関する公開質問状
質問事項／回答用紙

【回答送付先】 全国手話通訳問題研究会 本部事務所 FAX 075-451-3281

1. 国連で採択された「障害者権利条約」の批准にあたっては国内法へ幅広く適用されることが必要と思います。

障害者権利条約の批准にむけて貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

2. 障害者福祉は利用者負担なしで、全額税負担で行うべきと思います。「障害者自立支援法」では、サービス利用に関し低所得者への軽減措置はあるものの、利用者には（定率）負担は大きな負担となっています。

障害者自立支援法の改正について、貴党のご見解をお聞かせください。

3. 手話通訳などのコミュニケーション支援事業の実施主体は市町村になっていますが、未実施市町村があります。都道府県が「手話通訳・要約筆記派遣事業」を廃止したところもあり、広域的な施策は今後とも必要です。

また、多くの市町村、都道府県において手話通訳者や要約筆記者の養成事業の開催箇所が少ないなど、コミュニケーション支援事業の担い手の養成が十分確保されていません。このように、コミュニケーション支援事業の実施には大きな地域格差が生まれています。これをどのように改善するか、貴党のご見解をお聞かせください。

4. 現在は、公職選挙法により、参議院比例代表区の政見放送以外は政見放送に手話通訳も字幕もつけることができません。このたびの衆議院選挙から比例代表区の政見放送については参議院選挙と同様の方法により手話通訳の付加が認められることになりましたが、手話通訳の付加は政党の判断で行われるため付加しない政党もあります。また参議院選挙区や衆議院小選挙区の選挙、地方自治体の選挙については制度改革の見通しがありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利を行使するための情報の入手を制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5. 聴覚障害者の就労については、障害者雇用促進法により一定の雇用が確保されているところですが、非正規雇用（臨時社員、契約社員、パート）が多く、十分は所得保障がなされていない実情があります。

また、現行制度では重度障害者は障害者二人とカウントされ、障害者の就労者数を押し下げる効果が生じています。

障害者の就労にあたり、障害に見あう労働の保障と所得保障について、貴党のご見解をお聞かせください。

以 上